

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、文化財の保存及び活用に関して必要な事項を定めるものとする。

(市の責務)

第1条の2 市は、文化財が市の歴史、文化又は自然の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上及び発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

(市民、所有者等の責務)

第1条の3 市民は、市がこの条例の目的を達成するために講ずる措置に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な市民の財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、これを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第1条の4 教育委員会は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保存及び活用と他の公益との調整に留意しなければならない。

(市指定文化財の指定等)

第2条 教育委員会は、法第2条第1項に規定する文化財(文化的景観及び伝統的建造物群並びに法及び愛知県文化財保護条例(昭和30年愛知県条例第6号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けたものを除く。)で、かつ、名古屋市の区域内に存するものうち重要なものを名古屋市指定有形文化財、名古屋市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)、名古屋市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)若しくは名古屋市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)又は名古屋市指定史跡、名古屋市指定名勝若しくは名古屋市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。)(以下「市指定文化財」と総称する。)に指定することができる。

2 教育委員会は、市指定無形文化財の指定にあたっては、その保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定するものとし、その指定後において必要と認めるときは、保持者又は保持団体を追加して認定することができる。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、

市指定無形文化財若しくは市指定無形民俗文化財を指定しようとする場合又は所有者若しくは権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

- 4 教育委員会は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ名古屋市文化財調査委員会の意見を聞かなければならない。
- 5 第1項の規定による有形の市指定文化財(市指定文化財のうち市指定無形文化財及び市指定無形民俗文化財を除いたものをいう。以下同じ。)及び市指定無形文化財の指定並びに第2項の規定による認定は、告示するとともに指定しようとする文化財の所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知して行ない、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、告示して行なうものとし、それぞれその効力は、告示があつた日から発生する。
- 6 教育委員会は、有形の市指定文化財の指定をしたときは、その所有者に指定書を交付しなければならない。
- 7 有形の市指定文化財の所有者が変更した場合においては、教育委員会は、指定について、新たに所有者となった者の同意を得なければならない。

(管理)

第3条 有形の市指定文化財の所有者は、当該市指定文化財を、その現状をそこなわないように管理しなければならない。

- 2 有形の市指定文化財の所有者は、特別の事由があるときは、もっぱら自己に代り当該市指定文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 第1項の規定は、管理責任者の行なう管理について準用する。

第4条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則の定める基準により、その管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(現状変更等)

第5条 有形の市指定文化財(市指定有形民俗文化財を除く。)に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については教育委員会規則で定める範囲の維持の措置をし、又は非常災害のために必要な応急措置をしようとする者、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微な行為をしようとする者は、この限りでない。

- 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合においては、その許可に当該市指定文化財の保存上必要な条件を付することができる。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に違反したときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消す

ことができる。

- 4 市は、第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第2項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。
- 5 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(届出)

第6条 有形の市指定文化財の所有者(管理責任者がある場合で、管理責任者に関して第3号の事由に該当するとき並びに第4号及び第5号の事由に該当するときは、管理責任者)は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 市指定文化財の所有権を移転したとき。
 - (2) 市指定文化財の所有権を相続によって取得したとき。
 - (3) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - (4) 市指定文化財が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
 - (5) 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったとき。
- 2 有形の市指定文化財の所有者(管理責任者がある場合で、第1号の事由に該当するときは、管理責任者)は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は事後に届け出ることをもって足りる。

- (1) 市指定文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
- (2) 市指定文化財を修理し、又は復旧しようとするとき。

3 第2条第2項の規定により市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定されたものが次の各号の一に該当するときは、保持者(保持者が死亡した場合にあっては、その相続人)又は保持団体の代表者(保持団体が解散(消滅を含む。以下同じ。)した場合にあっては、代表者であった者)は、すみやかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 保持者がその氏名若しくは住所を変更し、又は保持団体がその名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす保持者の心身の故障又は保持団体の構成員の異動が生じたとき。
- (3) 保持者が死亡し、又は保持団体が解散したとき。

(報告の徴取)

第7条 教育委員会は、有形の市指定文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該文化財の現状、管理又は修理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

(勧告等)

第 8 条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項に関して所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体に対し、必要な勧告又は技術上の指示をすることができる。

- (1) 市指定文化財の管理、修理、復旧その他の保存
- (2) 市指定文化財の公開その他の活用

(補助)

第 9 条 市は、市指定文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費の全部又は一部につき、予算の範囲内で補助し、又は負担することができる。

(指定等の解除)

第 10 条 教育委員会は、市指定文化財がその重要性を失ったとき、第 2 条第 7 項の規定による同意が得られなかったとき、又は特別の事由があると認めるときは、市指定文化財の指定を解除するものとする。

- 2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるとき、その他特別の事由があるときは、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。
- 3 第 1 項の規定による指定の解除(第 2 条第 7 項の規定による同意が得られなかったことによるものを除く。)又は前項の規定による認定の解除をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ名古屋市文化財調査委員会の意見を聞かなければならない。
- 4 第 2 条第 5 項の規定は、第 1 項の規定による指定の解除又は第 2 項の規定による認定の解除を行なう場合について準用する。
- 5 次の各号の一に該当するときは、市指定文化財の指定(第 4 号の場合にあっては、保持者又は保持団体の認定)は、解除されたものとする。
 - (1) 市指定文化財が法又は県条例の規定による指定を受けたとき。
 - (2) 有形の市指定文化財の所在の場所が名古屋市の区域外に移ったとき。
 - (3) 市指定無形文化財の保持者の全部が死亡し、若しくは保持団体の全部が解散し、又はその認定を解除されたとき。
 - (4) 保持者又は保持団体がその住所又はその事務所の所在地を名古屋市の区域外に移したとき。
- 6 前項の場合には、教育委員会は、有形の市指定文化財及び市指定無形文化財に係るときは、その旨を告示するとともにその所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体として認定されていたもの(保持団体にあっては、その代表者(保持団体が解散した場合には、代表者であった者))に通知し、市指定無形民俗文化財に係るときは、その旨を告示するものとする。

(文化財調査委員会)

第 11 条 第 2 条第 4 項及び前条第 3 項の規定によりその権限に属せしめられた事項を処理し、及び教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的事項を調査審議するため、教育委員会の附属機関として名古屋市文化財調査委員会を置く。

2 名古屋市文化財調査委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 委員及び臨時委員は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

5 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 臨時委員は、その特別の事項の調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

8 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、任期中においても委員及び臨時委員を解嘱することができる。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(罰則)

第 13 条 名古屋市指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

第 14 条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

第 15 条 第 5 条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、有形の市指定文化財（市指定有形民俗文化財を除く。）の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3 万円以下の罰金又は科料に処する。

(両罰規定)

第 16 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して前 3 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年条例第 4 号)

1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市文化財保護条例(以下この項において「改正前条例」という。)第 2 条第 1 項の規定により指定されている名古屋市

指定民俗資料は、この条例による改正後の名古屋市文化財保護条例(以下「改正後条例」という。)の規定の適用については、改正後条例第2条第1項の規定により指定された名古屋市指定有形民俗文化財とみなす。この場合において、改正前条例第2条第6項の規定により交付された名古屋市指定民俗資料の指定書は、改正後条例第2条第6項の規定により交付された名古屋市指定有形民俗文化財の指定書とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に着手している名古屋市指定有形文化財、名古屋市指定史跡、名古屋市指定名勝及び名古屋市指定天然記念物の保存に影響を及ぼす行為については、改正後条例第5条第1項から第4項までの規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に着手している名古屋市指定有形民俗文化財の保存に影響を及ぼす行為については、改正後条例第5条第5項の規定は、適用しない。

附 則(平成6年条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第5号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の次に4条を加える改正規定は、平成27年11月1日から施行する。

(名古屋市風致地区内建築等規制条例の一部改正)

- 2 名古屋市風致地区内建築等規制条例(昭和45年名古屋市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「^{こう}勾配」を「勾配」に改め、同項第19号中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改め、同項第20号中「名古屋市文化財保護条例」を「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」に改める。

(名古屋市屋外広告物条例の一部改正)

- 3 名古屋市屋外広告物条例(昭和36年名古屋市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第4号中「名古屋市文化財保護条例」を「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」に改める。